

市有地を公売します

枕崎市が保有する旧南薩線跡地の土地について、次のとおり公売します。だれでも簡単に参加できますので、お気軽にお問い合わせください。

●公売する土地

- 【旧南薩線跡地：明和町】※地番は予定地番です。
 - ① 明和町28番3 310㎡ 雑種地 第一種住居地域
 - ② 明和町28番3 302㎡ 雑種地 第一種住居地域
 - ③ 明和町28番5 251㎡ 雑種地 第一種住居地域
 - ④ 明和町28番6外 292・80㎡ 雑種地 第一種住居地域
 - 【旧南薩線跡地：宮田町】※地番は予定地番です。
 - ⑤ 宮田町24番1 262㎡ 雑種地 第一種住居地域
 - ⑥ 宮田町24番2 245㎡ 雑種地 第一種住居地域
 - ⑦ 宮田町24番3 247㎡ 雑種地 第一種住居地域
 - ⑧ 宮田町24番4 249㎡ 雑種地 第一種住居地域
 - ⑨ 宮田町24番5 243㎡ 雑種地 第一種住居地域
 - 【旧シルバー人材センター】※地番は予定地番です。
 - ⑩ 中央町191番 772・07㎡ 宅地 工業地域
- S 63 建築 H 3 増築
- 【立神本町公売地】
- ⑪ 立神本町350番1 1,720㎡ 雑種地 工業地域

■公売する方法 一般競争入札

■現地説明会 7月21日(火)

- ①～④ (旧南薩線跡地：明和町) 午後1時30分現地集合①に集合②
- ⑤～⑨ (旧南薩線跡地：宮田町) 午後3時現地集合⑤に集合⑥に集合⑦に集合⑧に集合⑨に集合
- ⑩ (旧シルバー人材センター) 午後4時現地集合
- ⑪ (立神本町公売地) 午後4時30分現地集合

■入札期日 7月28日(火)

受付午後1時 開始1時30分

■その他

・土地代金以外の必要経費として、売買契約書に貼付する収入印紙の代金と、所有権移転登記のための登録免許税が必要となります。

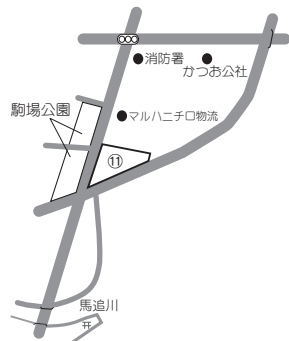
■問合せ 枕崎市役所財政課財産管理係

TEL 721111・内線2253

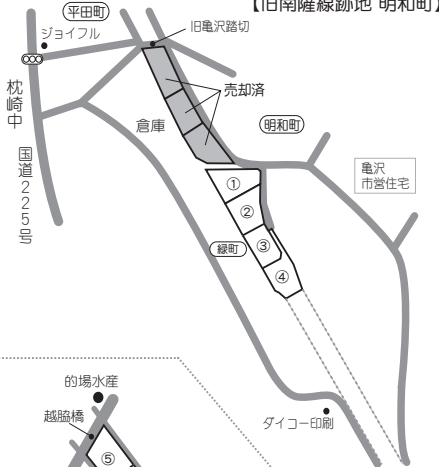
【旧シルバー人材センター】



【立神本町】



【旧南薩線跡地 明和町】



【旧南薩線跡地 宮田町】



税制改正

平成21年度地方税制改正 主なものの概要

◎個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいづれが小さい額が個人住民税から控除されます。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
 - ② 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額 (9.75万円を超えるときは9.75万円)
- ※平成21年から平成25年までに入居した方が対象



◎既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設

◎特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用期間が5年間延長

◎土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設 (所得税額・個人住民税・国保税)

平成21、22年の2年間に取得した土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その譲渡所得の金額から、1,000万円控除されます。

◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長 (所得税額・個人住民税・国保税)

平成26年度まで(平成25年12月31日の譲渡まで)軽減税率が適用されます。

◎上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の延長

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当及び譲渡益について、引き続き10%の軽減税率(住民税3%・所得税7%)が適用されます。

◎認定を受けて新築された長期優良住宅に対する固定資産税の減額

平成22年3月31日までに新築された認定長期優良住宅に課せられる固定資産税の2分の1に相当する額が5年間減額されます。(3階建以上の場合は、7年間減額)

◎長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設

上記以外にも、所得税、個人住民税、固定資産税に関する改正等が行われておりますので、お尋ねしたいことがございましたら、次までお問い合わせください。

■問合せ 市役所税務課 TEL72-1111

所得税、個人住民税…課税係(内線154・155)
固定資産税…固定資産税係(内線156・157)

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料額が変更(平成21~23年度)

■8月からの介護保険料の本賦課にあたり、今後3年間の基準額が変更になります。

介護保険料は、基本的に今後3年間に必要な介護サービス総費用のうち第1号被保険者の負担分を第1号被保険者数で割って決められます。本市では、今後3年間に必要な介護サービス総費用額を約60億3千万円と見込みました。このうちの第1号被保険者の負担分を第1号被保険者数で割り計算すると、4,070円になりましたが、今まで積み立てた準備基金の取り崩しや、介護報酬改定に伴う保険料の上昇を軽減するため実施される緊急特別

対策による国からの交付金を充当した結果、次のとおりとなりました。

なお、国からの交付金により、平成21年度は介護報酬の改定に伴う保険料の上昇分の全額が、平成22年度では介護報酬の改定に伴う保険料の上昇分の半額が軽減されます。

- ◎基準額(月額)
- 平成21年度…3,400円
- 平成22年度…3,500円
- 平成23年度…3,600円

※平成18~20年度の基準額(月額)は3,800円



第4期介護保険事業計画期間(平成21~23年度分)の介護保険料額(年額) 単位:円

段階及び保険料の調整率	対象者	平成21年度(年額)	平成22年度(年額)	平成23年度(年額)
第1段階(基準額×0.50)	生活保護受給者又は、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	20,400	21,000	21,600
第2段階(基準額×0.50)	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	20,400	21,000	21,600
第3段階(基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で第1・第2段階以外の方	30,600	31,500	32,400
第4段階…基準額段階(基準額×1.00)	課税世帯で本人が市民税非課税の方	40,800	42,000	43,200
第5段階(基準額×1.25)	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	51,000	52,500	54,000
第6段階(基準額×1.50)	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	61,200	63,000	64,800

■問合せ
TEL 721111
福祉事務所高齢者介護保険係
内線131